

論壇

「成年後見制度と税理士」現状と課題
— 成年後見事件の推移 —



伊藤佳江
【荻窪】

成年後見制度が介護保険法とともに成立して7年が経過した。平成12年に制定された当初年間一万件にも達しなかった成年後見関係申し立て事件の件数は平成18年度では障害者自立支援法の影響もあってか年間3万件を優に超える状況となった。申し立て件数を累計するとこの7年間で10万件にも及び、今後この増加傾向は続くと考えられる。

東京家庭裁判所では、東京家庭裁判所「成年後見センター」を設置し事務の効率化に努めてきた。また、一昨年より試験的に「短期後見監督人」の導入を図っている。これは、成年後見関係事件は申し立てのきっかけが財産管理処分や遺産分割協議のような差し迫っ

た事件の解決にあり、親族が後見人に就任するに必要だが後見には比較的事務が困難でない事例において、事件の解決までは弁護士などの専門職に後見監督人に就任してもらい、親族後見人を後見監督人としてサポートし、その必要がなくなった時点で後見監督人を辞任するといったやり方である。

また、申し立てに際し予約制を導入し、申し立てと面接が合体できるよう午前、午後各5件月200件の効率的な方法を工夫している。申し立てに際し必要な診断書の書式も平成19年7月より改定し本人の状況をかかりつけ医師が把握しやすく改善されている。

Ⅱ 成年後見制度と税理士

成年後見制度は、本人の身上監護及び財産管理のために行われるべきであり、残存能力の活用による自己決定権の尊重とノーマライゼーションの理念を基本理念として、財産管理を行う場合には本人の身上監護に配慮すべき義務が課せられており、個人のもつ尊厳や権利の擁護に対し、人間尊重の理念が基本にあることを忘れてはならない。

成年後見制度に対する知識不足から後見業務に支障をきたす恐れがあることから「税理士業務に必要な成年後見の知識」として毎年研修を行っている。

成年後見制度に対する知識不足から後見業務に支障をきたす恐れがあることから「税理士業務に必要な成年後見の知識」として毎年研修を行っている。

【遺産分割】 遺産分割協議を行う場合、税理士は相続人の状況などを考慮し、将来も含めもつとも税効果が有効な案を提案することが重要である。成年後見人が相続人の中に成年被後見人等がある場合、本人の法定相続分はまず確保しなければならぬ。先の成年後見の理念である本人の権利利益の擁護の最たるものだからである。たとえ納税額が増えなくても、成年後見人等がある場合本人の法定相続分は分割されなければ、家庭裁判所への報告の際最悪の場合は解任事由ともなりかねない。ここでは「税理士の常識」は「成年後見の非常識」になる。

Ⅰ 東京税理士会の取り組み

税理士会に関しては、日税連の「成年後見制度研修実施要領」に基づき、成年後見人等養成研修を行ってきた。養成研修は平成14、15、16年まで連続して行われ、計417名が修了している。17、18年度に於いては、この履修者を対象としてより実践的な履修者向

研修を行った。この中から、現在東京家庭裁判所本庁および八王子支部で7名が成年後見人等として選任されている。今年度においては広報12月号で案内したとおり、平成20年2月に養成研修を開催する。先ごろ支部長会・理事会で何らかの形ですでに成年後見に

【相続税対策】 最初に述べたように成年後見制度はあくまでも「本人」のために行われるべきであり、いくら金融機関や親族からの要請があったとしても、「本人」の財産を「本人」のために消費する以外は裁判所のコンセンサスがな

【利益相反取引】 成年後見人等と本人の間での利益相反取引だけでなく、成年後見人等が所属する団体や会社にとって利益となる行為を行うことも避けなければならぬ。たとえば、税理士が顧問を勤める法人が経営する老人ホームに入居する高齢者の成年後見人に就任し、その老人ホームから寄付を要請された場合、本人の財産を消費する

Ⅲ 必要な施策

当初、成年後見制度に対し税理士が手を上げたとき、家庭裁判所は困惑したのではない。法務省所轄の司法書士（成年後見センター・リーガルサポート）や日ごろ裁判で接している弁護士や元家庭裁判所調査官等（家庭問題情報センター）、福祉を専門とした国家資格（社会福祉士）に

比べれば、調停委員として個人的に付き合っている程度である、しかも税法の専門家ではあっても、法律全般の専門家ではない。先の平成16年から7名選任といった数字も、税理士の現状から言えれば家庭裁判所のトライアルであったといえるのではない。

第一に成年後見制度に対する啓発、コンセンサスの形成である。「税理士業務に必要な成年後見の知識」研修は成年後見制度への入

門編で毎回多くの受講者が参加されているが、東京税理士会の会員の多くに相続税の申告に民法の知識が必要不可欠なように、成年後見制度の正しい知識が是非とも必要である。そうすることによって、成年後見制度について安易に考えて選任されたり、公益的業務の精神を忘れて成年後見を悪用するようなビジネスに税理士が巻き込まれる危険も避けることができよう。

第二に成年後見人等に対する支援組織の形成である。東京税理士会ではこれまで日税連の支援組織に関する対応を待ってきたが、東京地方税理士会でのNPO法人の設立、名古屋税理士会の成年後見研究会などの動きを見ると、各単位の活動が重要になってくると思われる。まずは、成年後見人等に選任されている税理士の現状を把握し、支援組織のあり方、後見人等候補者推薦のやり方などから考えなければならぬと思われる。これには東京会の会員のみならず関連諸団体の協力を仰ぎ、ネットワークの構築がなければならない。

公益的業務の本質を理解し、税理士の専門的職能を利用した社会貢献が税理士の社会的地位の向上につながることを望みたい。